

評価項目	評価基準
1 ISO認証取得	前年の12月31日現在、国際標準化機構が定める規格ISO（以下「ISO」という。）9001に適合している旨の認証を取得している場合は10点、ISO14001に適合している旨の認証を取得している場合は、10点加点する。
2 建設人材育成への取組状況	前年の12月31日現在、岐阜県建設人材育成企業登録制度実施要綱第6条第3項の規定により、同項第1号に規定するゴールドランクに認定されている場合は20点、同項第2号に規定するシルバーランクに認定されている場合は15点、同項第3号に規定するブロンズランクに認定されている場合は10点、同要綱第5条第1項の規定により岐阜県建設人材育成企業として登録されている場合は5点加点する。ただし、重複しての加点は行わない。
3 SDGsの達成に向けた取組状況	前年の12月31日現在、ぎふSDGs推進パートナー登録制度実施要綱第7条第1項の規定により、同要綱第4条に規定するゴールドパートナーに登録されている場合は10点、同条に規定するシルバーパートナーに登録されている場合は5点加点する。
4 脱炭素社会ぎふへの取組状況	前年の12月31日現在、G-クレジットの森・応援パートナー登録制度実施要綱第5の規定により、同要綱に規定するG-クレジットの森・応援パートナーとして登録され、同年の1月1日から12月31日までの間にG-クレジットを5t-CO <sub>2</sub> 以上購入した場合は、10点加点する。
5 環境配慮状況	前年の12月31日現在、岐阜県自然工法管理士認定要領に定める自然工法管理士又は岐阜県緑の博士（グリーンドクター）認定要領に定めるグリーンドクター（樹木医を含む。）である常勤の役員又は使用人が在籍している場合は、1人につき2点加点する。ただし、1業者10点を限度とする。
6 障がい者雇用状況	前年の6月1日現在、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者の雇用義務を達成し、同法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告をしている場合及び同法に基づく報告義務はないが、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である常勤の役員又は使用人が在籍している場合は、10点を加点する。
7 ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況	前年の12月31日現在、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度に認定されている場合は10点、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度（タイプIIに限る。）に登録されている場合は5点加点する。ただし、重複しての加点は行わない。
8 地域社会への貢献度	<p data-bbox="235 1312 560 1417">(1) ボランティア活動等への参加</p> <p data-bbox="576 1312 1356 1417">前年の1月1日から12月31日までの間に、岐阜県内において地域社会への貢献度が高いと認められる以下のいずれかのボランティア活動を定期的に行った場合は、10点加点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="609 1438 1356 1501">(1) 「ぎふ・ロード・プレーヤー」事業実施要領（平成13年8月9日）第3条に規定する活動</li> <li data-bbox="609 1522 1356 1585">(2) 清流の国ぎふリバーサポーター事業実施要綱（令和4年4月1日）第4条第1項に規定する活動</li> <li data-bbox="609 1606 1356 1701">(3) その他地域社会への貢献度が高いと認められるボランティア活動（ただし、岐阜県、県内市町村又は県内建設関連団体が主催し、共催し、又は後援する活動に限る。）</li> </ul> <p data-bbox="235 1711 560 1774">(2) 消防団協力活動状況</p> <p data-bbox="576 1711 1356 1774">前年の12月31日現在、関市消防団員である常勤の役員又は使用人が在籍している場合は、消防団員1人につき2点加点する。ただし、1業者10点を限度とする。</p> <p data-bbox="235 1785 560 1848">(3) 雇用対策</p> <p data-bbox="576 1785 1356 1848">前年の1月1日から12月31日までの間に、市内在住の新卒者又は離職者を正規職員として新規採用し、かつ、継続して雇用している場合は、10点加点する。</p> <p data-bbox="235 1858 560 1911">(4) 災害時応援協力状況</p> <p data-bbox="576 1858 1356 1911">前年の12月31日現在、本市と災害協定を締結している場合は、10点加点する。</p> <p data-bbox="235 1921 560 1942">(5) 除雪等協力活動状況</p> <p data-bbox="576 1921 1356 1942">前年の1月1日から12月31日までの間に、本市が管理する道路の除排雪業務委託</p>

	<p>契約を締結し、かつ、施工実績がある場合は、除雪及び凍結防止剤散布について、それぞれ10点加点する。</p>												
(6) 水道施設維持修繕業務協力状況	前年の12月31日現在、本市と水道施設維持修繕業務に関する契約を締結している場合は、10点加点する。												
(7) 保護観察対象者等の雇用状況	協力雇用主として岐阜保護観察所に登録され、審査基準日（1月1日）前2年間に、保護観察対象者等を90日以上雇用している事業者の場合は、10点加点する。												
9 工事成績	<p>前年の1月1日から12月31日までに完成検査に合格した本市が発注した工事の業種別平均工事成績について、以下のとおり点数を加減点し、加点の上限を120点とする。</p> <p>71点以上の場合 1点につき6点加点</p> <p>65点未満の場合 1点につき6点減点</p>												
10 入札参加資格停止	<p>前年の1月1日から12月31日までの間に、本市から入札参加資格停止措置を受けた場合は、停止期間に応じて以下のとおり減点する。</p> <table border="1" data-bbox="625 661 1286 913"> <thead> <tr> <th>資格停止期間</th> <th>減点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月以内</td> <td>件数×(-10)点</td> </tr> <tr> <td>1月を超え2月以内</td> <td>件数×(-20)点</td> </tr> <tr> <td>2月を超え4月以内</td> <td>件数×(-30)点</td> </tr> <tr> <td>4月を超え6月以内</td> <td>件数×(-40)点</td> </tr> <tr> <td>6月を超える</td> <td>件数×(-50)点</td> </tr> </tbody> </table>	資格停止期間	減点	1月以内	件数×(-10)点	1月を超え2月以内	件数×(-20)点	2月を超え4月以内	件数×(-30)点	4月を超え6月以内	件数×(-40)点	6月を超える	件数×(-50)点
資格停止期間	減点												
1月以内	件数×(-10)点												
1月を超え2月以内	件数×(-20)点												
2月を超え4月以内	件数×(-30)点												
4月を超え6月以内	件数×(-40)点												
6月を超える	件数×(-50)点												